

**「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の  
一部改正について**

令和 5 年 6 月 30 日  
( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p><b>(投資勧誘の要件)</b></p> <p><b>第 8 条</b> 取扱協会員は、次の各号に掲げる場合に          応じ、それぞれ当該各号に定める要件を          みたすことを確認したときに限り、顧客に          対して当該店頭有価証券等の投資勧誘を行          うことができる。</p> <p>1・2 ( 現行どおり )</p> <p><u>3 投資勧誘が金商法施行令第 1 条の 7 の 3          第 3 号に規定する有価証券 ( 同号ハに掲げ          るものに限る。 ) の売買に係るものである          場合</u>  <u>投資勧誘の相手方である顧客に対して、          原則として特定投資家以外の者に当該店頭          有価証券等の譲渡を行うことができない旨          について告知すること ( 顧客に対して売付          けに係る勧誘を行う場合を除く。 ) 。</u></p> <p><b>(取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴          求)</b></p> <p><b>第 10 条</b> 取扱協会員は、第 8 条に基づいて投          資勧誘を行った結果、顧客 ( 金商法第 34 条          の 4 第 6 項において準用される金商法第 34          条の 3 第 4 項の規定により特定投資家とみな          される者に限る。以下本条及び次条本文にお          いて同じ。 ) <u>が</u> 次の各号に掲げる有価証券の          いずれかについて初めて<u>買付け</u>を行おうとす          るときは、当該顧客に対し、当該各号に掲げ          る有価証券の区分に応じたリスクを記載した          書面を交付し、当該リスクを説明するととも          に、当該説明書に記載された事項を理解し、          当該顧客の判断と責任において取引を行う旨          の書面による確認書を徴求するものとする。</p>	<p><b>(投資勧誘の要件)</b></p> <p><b>第 8 条</b> 取扱協会員は、次の各号に掲げる場          合に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を          みたすことを確認したときに限り、顧客に          対して当該店頭有価証券等の投資勧誘を行          うことができる。</p> <p>1・2 ( 省 略 ) ( 新 設 )</p> <p><b>(取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴          求)</b></p> <p><b>第 10 条</b> 取扱協会員は、第 8 条に基づいて投          資勧誘を行った結果、顧客 ( 金商法第 34 条          の 4 第 6 項において準用される金商法第 34          条の 3 第 4 項の規定により特定投資家とみな          される者に限る。以下本条及び次条本文にお          いて同じ。 ) <u>と</u> 次の各号に掲げる有価証券の          いずれかについて初めて<u>取引</u>を行おうとする          ときは、当該顧客に対し、当該各号に掲げる          有価証券の区分に応じたリスクを記載した書          面を交付し、当該リスクを説明するととも          に、当該説明書に記載された事項を理解し、          当該顧客の判断と責任において取引を行う旨          の書面による確認書を徴求するものとする。</p>

新	旧
<p><b>(個別銘柄に係る説明書の交付等)</b></p> <p><b>第 11 条</b> 取扱協会員は、第 8 条に基づいて顧客の買付けに係る投資勧誘を行う際には、当該投資勧誘の相手方となる顧客に対して、次の各号に掲げる事項を記載した書面による説明書を交付するとともに、これらについて十分に説明しなければならない。</p> <p>1～6 ( 現行どおり )</p> <p><b>2</b> <u>前項の規定は、取扱協会員が第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘を行う場合であって、前項各号に掲げる事項が掲載されている非上場 PTS 運営会員 (「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 8 号に規定する非上場 PTS 運営会員をいい、当該有価証券の売買を行う私設取引システムを開設する者に限る。) 又は当該取扱協会のウェブサイトを開覧するために必要な情報を当該投資勧誘の相手方となる顧客に提供した場合には、適用しない。</u></p> <p><b>(PTS 取引に係る適用除外等)</b></p> <p><b>第 18 条</b> <u>第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘を行う場合には、第 3 条から第 7 条及び第 12 条の規定は適用しない。</u></p> <p><b>2</b> <u>第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘のみを行う協会員については、第 8 条から第 11 条及び第 15 条から第 17 条の規定中「取扱協会員」とあるのは「協会員」と読み替えて適用し、第 13 条及び第 14 条の規定は適用しない。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p><b>(個別銘柄に係る説明書の交付等)</b></p> <p><b>第 11 条</b> 取扱協会員は、第 8 条に基づいて投資勧誘を行う際には、当該投資勧誘の相手方となる顧客に対して、次の各号に掲げる事項を記載した書面による説明書を交付するとともに、これらについて十分に説明しなければならない。</p> <p>1～6 ( 省 略 ) ( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>